

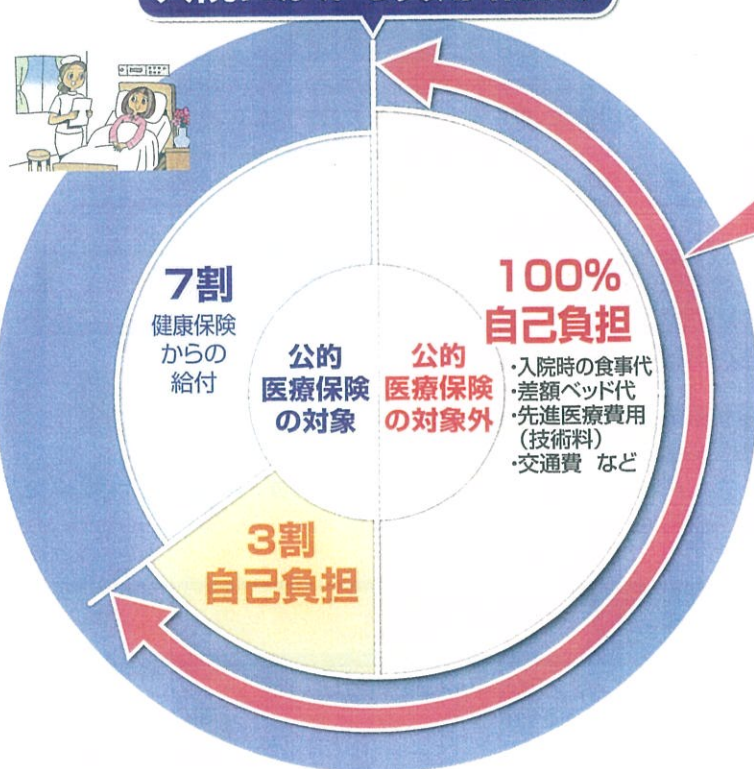
病気入院補償制度ならびに医療相談窓口のご案内

今般、従業員の皆様にお役立ていただける福利厚生制度を導入致しました。
効果的な補償内容に加えて、皆様の「安心・安全・健康」をサポートするサービス内容となっています。

病気入院補償制度の内容

疾病入院医療費用保険金
1回の入院(日帰り入院を含む)につき
最高50万円を限度に補償します!

入院にかかる費用(総額)



ココを補償します!

- 1 入院時の健康保険の自己負担分^{※1}
- 2 食事療養費
- 3 差額ベッド代 (1万円×入院日数の金額を限度)
- 4 先進医療費用(技術料)^{※2}
- 5 入退院・転院時の交通費
- 6 諸雑費 (入院1日につき 1,100円、2018年7月現在)
- 7 親族付添費^{※3} (1日につき 4,100円、2018年7月現在)
- 8 ホームヘルパー雇入費用など^{※4}

※1 お支払額は高額療養費などを差し引いた額となります。
 ※2 先進医療の詳細については厚生労働省のホームページにてご確認ください。
 ※3 重篤な症状など所定の状態になった場合で、医師が認めた期間に限ります。
 ※4 医師が認めた付添期間中または家事従事者である被保険者(従業員など)の入院期間中に発生した費用に限ります。

病気入院補償制度からのお支払い例 (2018年5月時点)

男性従業員が脳梗塞で8日間の入院をしたケース

●健康保険の自己負担分(高額療養費還付後)	82,300円
●食事療養費 (1食460円×22食)	10,120円
●諸雑費 (1,100円×8日)	8,800円
●差額ベッド代 (8,640円×8日)	69,120円

合計 170,340円

女性従業員が乳がんで5日間の入院をしたケース

●健康保険の自己負担分(高額療養費還付後)	84,056円
●食事療養費 (1食460円×8食)	3,680円
●諸雑費 (1,100円×5日)	5,500円
●差額ベッド代 (2,160円×5日)	10,800円

合計 104,036円

・本制度を導入する前(保険期間開始前)から発病していた病気による入院は制度導入日(保険期間開始日)より2年間は補償の対象となりません。
 ・お支払いの詳細については保険会社の約款に基づきますのでご注意ください。
 (上記のいずれの例も、保険会社が当該病気入院が補償対象と判断した場合の事例です。)
 ・裏面の医療相談窓口については皆様お使いいただけます。病気入院補償制度については、社員、常勤[※]のパート・アルバイトの方が対象になります。
 ※常勤とは、病気を被ったときの直前6カ月における、週当たりの平均労働日数が3日以上、かつ週当たりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合があります。

●このチラシは業務災害総合保険及び総合事業者保険の一部の補償についてご説明したものです。詳細については、取扱代理店までお問い合わせください。